

市税などの納付に関するお問い合わせ

平成24年度 市税納期限

納期	納付税目	期別	納期限
4月	固定資産税・都市計画税	1	5月1日(火)
5月	軽自動車税	全	5月31日(木)
6月	市県民税	1	7月2日(月)
7月	固定資産税・都市計画税 国民健康保険税	2 1	7月31日(火)
8月	市県民税 国民健康保険税	2 2	8月31日(金)
9月	固定資産税・都市計画税 国民健康保険税	3 3	10月1日(月)
10月	市県民税 国民健康保険税	3 4	10月31日(水)
11月	国民健康保険税	5	11月30日(金)
12月	固定資産税・都市計画税 国民健康保険税	4 6	12月25日(火)
平成25年1月	市県民税 国民健康保険税	4 7	平成25年1月31日(木)
2月	国民健康保険税	8	2月28日(木)

市税などの納付に関するお問い合わせ

みなさんに納めていただいている税金は、住みよい街づくりを推進するため大切な財源となっております。市税や国民健康保険税に納め忘れがないか、もう一度ご確認ください。

①納期限内納付にご協力ください

市税などの納期限につきましては、お手持ちの納税書(納入)通知書または納付書に記載してあります。今一度、納期限を確認され、納め忘れないようお願いいたします。

なお、納期限までに納付がない場合や分割納付されていても納期限ごとの金額に達していない場合には、法律の定めにより督促状が發送されます。

また、納期限内に納付された方との公平性をはかるため、納期限の翌日から納付される日までの日数や金額に応じて延滞金が発生します。

②市税などの納付は便利な口座振替で

市税などの納付には、便利な口座振替をご利用ください。

さい。口座振替にしますと申請された口座から自動的に引き落とされるため、納付に向く手間もなく、納め忘れもなく安心です。

③金融機関などやコンビニエンスストアでの納付にご協力ください

市役所納税課窓口は、納税相談などによる混雑が予想されます。納付期限内の納付書をお持ちの方は、金融機関などやコンビニエンスストアでの納付にご協力ください。

なお、市役所内には千葉銀行派出所がございますのでそちらでの納付をお願いいたします。

④納税相談をお受けいたします

納期限までに市税や国民健康保険税を納めることができないう場合は、早めに納税課にご相談ください。また、お仕事などで、平日の業務時間内に納税相談や納付に来られない方は、日曜開庁や夜間窓口を開設していただきますのでご利用ください。

・日曜開庁日
毎月月末の日曜日
午前8時30分～午後5時
夜間窓口開設日
毎週火曜日(祝日および年末年始を除く)
午後5時15分～午後8時

☎ 443-1115へ。
詳しくは、市役所納税課

平成23年度の地下水水質検査結果をお知らせします

市では、地下水の水質を把握するため、市内65カ所の井戸を対象に一般飲料水の水質検査(26項目)と揮発性有機化合物水質検査(9項目)を行いましたので、その結果をお知らせします。

一般飲料水水質検査の結果、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素が基準値を超えた井戸は、全体の32.3%にあたる21カ所でした。これは、畑で使用されている肥料に含まれる窒素化合物が

主な原因と考えられており、当市のような農業地域に多くみられます。また、一般細菌が検出された井戸が3カ所ありました。これは自然由来であると考えられており、井戸管・蛇口などの汚れにより細菌が繁殖する事なども考えられています。このほか、色度が検出された井戸が1箇所あり、排水、土砂などの混

一般飲料水水質検査で基準値を超えた検査項目など

検査項目	基準値	基準値を超えた井戸の数
硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	21カ所
一般細菌	100個/ml以下	3カ所
ヒ素	0.01mg/ℓ以下	2カ所
マンガン	0.05mg/ℓ以下	2カ所
色度	5以下	1カ所

揮発性有機化合物水質検査で基準値を超えた検査項目など

検査項目	基準値	基準値を超えた井戸の数
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1カ所

すが、地下水に含まれるマンガンはフミン質が原因であることが多いと考えられています。(フミン質とは、植物などが微生物分解して生成される成分で、暗黒色、暗褐色を呈します。)

また、ヒ素、マンガンが基準値を超えて検出された井戸が2カ所ありましたが、これは自然由来であると考えられています。なお、水質検査で基準値を超えた井戸水を飲むにあたっては、検出された成分により煮沸したり、滅菌器や浄水器を設置するなどの対策が必要となると考えられます。

揮発性有機化合物水質検査の結果は、1カ所の井戸から基準値を超えた1.2-ジクロロエチレンが検出されました。揮発性有機化合物は、煮沸することで、そのほとんどを除去することが可能です。飲料水指導マニュアルにより、印刷健康所からの飲用指導があり、現在、市で調査・分析していただきます。地下水は、私たちの生活にとって限りある貴重な財産です。一人ひとりが大切に使用しましょう。

☎ 443-1140へ。
詳しくは、市役所環境課